

## 平成22年第358回矢吹町議会臨時会

### 議事日程(第1号)

平成22年11月30日(火曜日)午後 1時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 議案第48号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
日程第 4 議案第49号 矢吹町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例  
議案第50号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例  
日程第 5 議案第51号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
日程第 6 選挙第 1号 白河地方水道用水供給企業団議会議員の選挙について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員(15名)

1番	青	山	英	樹	君	2番	竹	元	孝	夫	君	
3番	鈴	木	隆	司	君	4番	鈴	木	一	夫	君	
5番	藤	井	精	七	君	6番	棚	木	良	一	君	
7番	大	木	義	正	君	8番	角	田	秀	明	君	
9番	熊	田		宏	君	10番	永	沼	義	和	君	
11番	諸	根	重	男	君	13番	根	本	信	雄	君	
14番	吉	田		伸	君	15番	栗	崎	千	代	松	君
16番	柏	村		栄	君							

### 欠席議員(1名)

12番 遠 藤 守 君

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 野 崎 吉 郎 君 副 町 長 渡 邊 正 樹 君  
教 育 長 栗 林 正 樹 君 企画経営課長 圓 谷 誠 君

総務課長 会田 光一 君

教育次長兼  
学校教育課長 藤田 忠晴 君

---

職務のため出席した者の職氏名

議会議務局長 坂路 寿紀

主幹兼  
局長補佐 水戸 邦夫  
兼次長

---

### ◎開会の宣告

○議長（柏村 栄君） 皆さんこんにちは。ご参集ありがとうございました。

ただいまの出席議員数は15名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより第358回矢吹町議会臨時会を開会いたします。

会議に先立ち報告いたします。12番、遠藤守君から欠席する旨の届け出がありました。

（午後 1時30分）

---

### ◎開議の宣告

○議長（柏村 栄君） これより会議を開きます。

これより日程に入ります。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（柏村 栄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

5番 藤井 精七 君

6番 棚木 良一 君

を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（柏村 栄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期及び議事日程につきましては、議会運営委員会において審議されておりますので、その審議結果について報告を求めます。

議会運営委員会副委員長、4番、鈴木一夫君。

〔議会運営委員会副委員長 鈴木一夫君登壇〕

○議会運営委員会副委員長（鈴木一夫君） 本日、全員協議会が終わりました後、11時から議会運営委員会を開催をいたしました。

本臨時会に町長より提出されました案件は、条例が4件であります。

なお、白河地方水道用水供給企業団議員の選挙についても、今回の議題でございます。

臨時会議案等の取り扱いにつきましては、本会議案件が条例4件、選挙1件です。会期及び議事日程については、お手元の資料を参照していただきたいと思います。本日1日限りといたします。

以上で、報告を終わります。

○議長（柏村 栄君） お諮りいたします。ただいま、議会運営委員会副委員長報告のとおり、今臨時会の会期は、本日11月30日の1日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日11月30日の1日間と決定いたしました。なお、議事日程及び議案説明のため出席を求めた者については、お手元に配付してあるとおりであります。

---

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第3、これより議案第48号を議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。  
なお、朗読は議案名のみとさせていただきますので、ご了承を願います。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（柏村 栄君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、こんにちは。

それでは、説明をさせていただきます。

議案第48号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本議案は議会議員の期末手当を引き下げる条例改正案であります。

本年10月の県人事委員会において、特別調査の結果により、現在の経済情勢の悪化に伴う民間企業の賞与が大幅なマイナスになったことから、公民比較を行い、現状に見合うよう支給月数を0.15月引き下げるよう勧告を行ったところであります。

この期末手当については、財政再建三カ年計画期間の平成19年12月期から同年に勧告された県人事委員会での支給月数0.05月の引き下げを見送ったことにより、他の自治体における標準支給月数より0.05月引き下げられている状況にあります。本提案は、今回の県人事委員会勧告を踏まえながら、これまで既に引き下げられている月数0.05月を調整し、他の自治体と足並みをそろえるため0.10月引き下げ、本年12月期の支給月数を1.55月から1.45月とし、23年度以降は、6月期において1.40月、12月期においては1.50月とし、合計の年間支給割合を3.00月から2.90月に引き下げる条例改正案であります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（柏村 栄君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認めます。

これにて討論は終結いたします。

これより議案第48号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第49号、議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第4、これより、議案第49号、第50号を一括して議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

なお、朗読は議案名のみとさせていただきますので、ご了承をお願いします。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（柏村 栄君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明を申し上げます。

初めに、議案第49号 矢吹町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は矢吹町長等の期末手当を引き下げる条例改正案であり、今回の県人事委員会勧告を受け、支給月数を0.15月引き下げ、1.55月から1.40月とし、23年度以降は6月期において1.40月、12月期においては1.45月とし、合計の年間支給割合を3.00月から2.85月に引き下げる条例改正案であります。

次に、議案第50号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は教育長の期末手当引き下げの条例改正案であります。議案第49号と同様に、今回の県人事委員会勧告どおり支給月額を引き下げ、支給月数を1.55月から1.40月とし、23年度以降は6月期においては1.40月、12月期においては1.45月とし、合計の年間支給割合を3.00月から2.85月に引き下げる条例改正案であります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（柏村 栄君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） はい、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

それでは、討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより議案第49号 矢吹町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

これより議案第50号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第5、これより議案第51号を議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

なお、朗読は議案名のみとさせていただきますので、ご了承をお願いします。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（柏村 栄君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

○町長（野崎吉郎君） 説明を申し上げます。

議案第51号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。本案は職員の期末勤勉手当及び一部の職員の給与月額を引き下げる条例改正案であります。

本年10月に県人事委員会では、過去1年間の福島県の県内の民間企業の調査結果をもとに、給与については民間の水準を0.1%上回ったことから、55歳を超える管理職の職員を対象に、本俸について0.9%の引き下げ改定を行うこととし、また期末勤勉手当について、民間の支給水準に見合うよう、支給月数を4.05月から3.90月に引き下げる旨の勧告を行ったところであります。

県人事委員会勧告の制度は、労働基本権を制約されていることの代償措置として、職員の適正な処遇を確保するために設けられており、勧告は尊重しなければならないものであること、また職員労働組合との団体交渉においても、勧告内容を了承いただいたことから、本提案は勧告を踏まえ支給月数を0.15月分引き下げ、期末手当を1.40月から1.30月、勤勉手当0.70月から0.65月に、23年度からは55歳を超える管理職の職員に対し、本俸を0.9%分引き下げる条例改正案であります。なお、この条例改正に合わせ、育児休業、介護休暇に関連する2つの条例についても、所要の改正を行うものであります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

以上です。

○議長（柏村 栄君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

6番、棚木良一君。

〔6番 棚木良一君登壇〕

○6番（棚木良一君） 議案第51号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に反対の立場で討論を行います。

今、地域経済と地方自治は、深刻な危機のもとにあることをご承知のとおりであります。構造改革の名による新自由主義の経済政策が、住民の福祉と暮らしを破壊し、地域経済の担い手である中小企業、地場産業、農林漁業に深刻な打撃を与え、地域格差を拡大し、地域経済の衰退を加速させていることであります。

こうした事態のもとで、自治体が住民の福祉と暮らしを守る仕事を果たさなければならないにもかかわらず、この間、官から民への掛け声で進められた公立病院の廃止、民営化、保育園の民営化、指定管理者制度、市場化テストの導入など、さまざまな問題が全国の自治体で引き起こされています。

役場においては、職員の皆さんが安心して働き続けられる職場環境をつくっていくことも、町民サービスの向上につながるものであります。まして、人事考課制度の導入などは、町職員にとっても町民全体の奉仕者としても、住民福祉の機関として矛盾に陥ってしまうのではないのでしょうか。このような人事考課制度は、即刻やめるべきであります。

このような中で、昨年に引き続き福島県の人事委員会の勧告の基づき、職員の給与や期末手当、勤勉手当を引き下げるということでありますが、民間企業の低賃金水準は、労働法制の改悪により雇用が流動化し、格差の拡大とともに賃金水準が意図的に下げられたことが最大の要因で、労働法制の抜本的改善を図らないまま、民間準拠によって職員の賃金を引き下げるとは、さらなる民間賃金の低下を招き、賃下げの悪循環に陥ってしまいます。

職員の皆さんも毎年給与を引き下げられたのでは、やる気をなくし元気をなくしてしまいます。さらに長引く不況を一層深刻化させ、地域経済を疲弊させることにもなりますので、私は議案第51号に反対をいたします。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

9番、熊田 宏君。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

○9番（熊田 宏君） 議場の皆さん、こんにちは。

私は議案第51号に賛成の立場で討論させていただきます。

当町は19年、20年、21年と財政再建3カ年計画に取り組み、目標7億5,000万円削減のところを、8億円超実現しました。なおかつ、第3子以降の保育料の無料化、子供の医療費助成を小学6年生まで、そして若者定

住促進事業など、さまざまな行政サービスも実現されております。

本来でしたら報償金としてもっと増額すべきなのかもしれませんが、近隣自治体でも人事委員勧告どおり可決されましたとおり、特に当町におきましてまだまだ財政的に安心できる状況ではないという点を踏まえて、発言します。

それで、さらに第5次行政改革大綱の案が本日提案されましたが、その中でも今後厳しさを増す財政環境ということで、今後の見通しが示されております。

よって、この案に賛成いたします。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより、議案第51号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（柏村 栄君） 起立多数であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎選挙第1号の指名推選、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第6、これより選挙第1号を議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（柏村 栄君） お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決しました。

白河地方水道用水供給企業団議会議員には、11番、諸根重男君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名をいたしました諸根重男君を、白河地方水道用水供給企業団議会議員の当

選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 異議なしと認めます。

したがいまして、ただいま指名いたしました諸根重男君が白河地方水道用水供給企業団議会議員に当選されました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（柏村 栄君） 以上で、議案審議は全部終了いたしました。

以上で、本臨時会の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます

これにて、第358回矢吹町議会臨時会を閉会といたします。

まことにご協力ありがとうございました。

(午後 1時49分)

